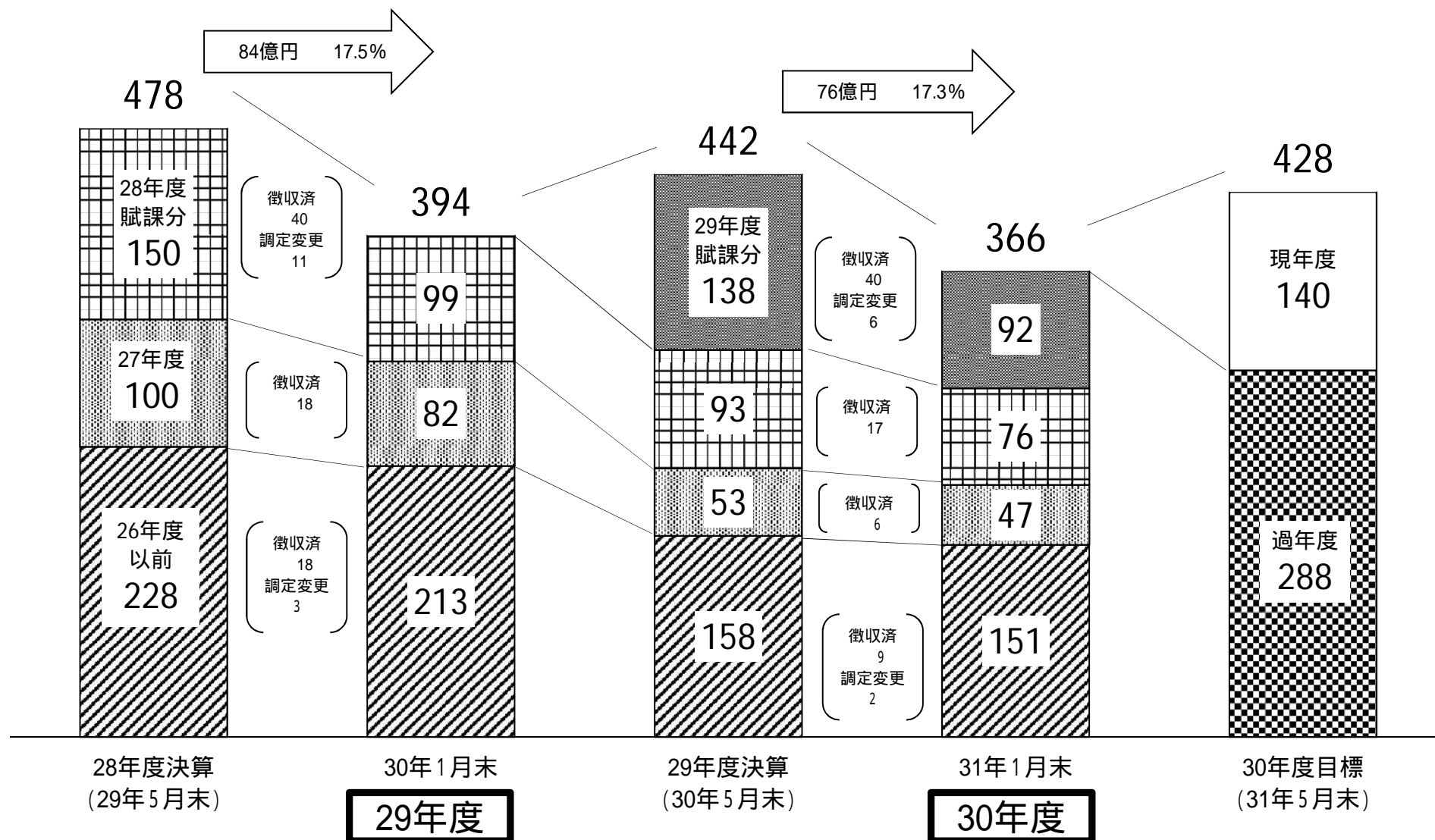


未収金の状況

(単位:億円)



平成31年1月末における未収金の主な内訳

上段：30年度1月末
 下段()：29年度1月末
 (単位：百万円)

	前年度決算時 未収金残高 29年度決算時 下段()28年度決算 A	今年度徴収済額 【過年度分】 30年4月～31年1月 B	不納欠損処理等 【過年度分】 30年4月～31年1月 C	1月末現在未収金 【過年度分】 31年1月末 D = A - B - C
国民健康保険料	15,570 (17,385)	3,132 (3,123)	271 (286)	12,167 (13,976)
市税	10,121 (11,930)	2,739 (2,986)	201 (304)	7,181 (8,640)
生活保護費返還金	9,190 (8,637)	225 (167)	△ 244 (9)	9,209 (8,461)
介護保険料	1,992 (2,160)	269 (321)	12 (8)	1,711 (1,831)
住宅使用料	628 (737)	137 (146)	0 (0)	491 (591)
保育所保育料	322 (252)	89 (96)	7 (0)	226 (156)
その他の債権	6,396 (6,703)	721 (705)	85 (215)	5,590 (5,783)
合計	44,219 (47,804)	7,312 (7,544)	332 (822)	36,575 (39,438)

平成31年1月末における未収金の所属別状況

(単位:千円)

所 属	29年度決算時 未収金残高 A	30年度徴収済額 【過年度分】 B	30年度不納欠損処理等 【過年度分】 C	31年1月末現在未収金 【過年度分】 D=A-B-C
人 事 室	3,136	20	0	3,116
区 役 所	2,010	155	0	1,855
危 機 管 理 室	113,137	5,560	0	107,577
経 済 戦 略 局	113,258	1,091	△ 56	112,223
中 央 卸 売 市 場	19,864	2,311	0	17,553
市 民 局	160	0	0	160
財 政 局	10,123,198	2,740,092	201,926	7,181,180
契 約 管 財 局	53,123	7,615	0	45,508
都 市 計 画 局	1,857	0	0	1,857
福 祉 局	29,214,191	3,967,560	81,430	25,165,201
健 康 局	1,364	44	0	1,320
こ ども 青 少 年 局	1,397,674	159,964	6,723	1,230,987
環 境 局	18,301	2,030	730	15,541
都 市 整 備 局	2,108,768	166,017	0	1,942,751
建 設 局	210,070	115,591	△ 485	94,964
港 湾 局	347,681	26,151	7,063	314,467
消 防 局	771	90	0	681
水 道 局	132,532	55,245	632	76,655
教 育 委 員 会 事 務 局	358,217	62,773	34,508	260,936
合 計	44,219,312 26以前分15,774,968 27賦課分5,342,107 28賦課分9,252,540 29賦課分13,849,697	7,312,309 26以前分930,244 27賦課分664,861 28賦課分1,679,871 29賦課分4,037,333	332,471 26以前分△275,559 27賦課分△12,694 28賦課分11,100 29賦課分609,624	36,574,532 26以前分15,120,283 27賦課分4,689,940 28賦課分7,561,569 29賦課分9,202,740

平成29年度決算における未収金への取組状況(1月末現在)

平成29年度
決算時未収金 442億円

366億円
(1月末現在)

徴収できたもの 73億円
不納欠損処分等したものの 3億円

回収債権
法的手続きを含む徴収
対策に取り組むもの
[186億円]

整理債権
債務者が生活困窮状態
で回復が望めないなど回
収が極めて困難なもの
[180億円]

処分したもののうち、換価
前のもの
[14億円]

分割納付等(時効の中断)
により徴収しているもの
[24億円]

交渉中のもの
[148億円]

執行停止・徴収停止等の
決定を行ったものや時効
年限を経過したもの
[168億円]

生活困窮状態や死亡・行
方不明等で徴収見込みの
ないもの
[12億円]

市税における効果的・効率的な徴収対策
を基本にした、全市的な取組の方針

速やかに換価等ができるように努める

完済に至るまで納付状況を常時管理し、確実に履行するよう努める

安易に時効を迎えることなく、徴収できるもの・法的処分に移行するもの・分割納付に応じるもの等に区分したうえで、「債権管理マニュアル」等に沿って、着実に滞納整理を行う

状況等が改善すれば、執行停止・徴収停止等を取消す
状況の変化が無ければ、次のとおり取組を実施

- ・公債権: 執行停止の継続等により債権が消滅すれば速やかに不納欠損処分
- ・私債権: 時効年限の経過等の状況に応じて、債権放棄等の検討

速やかに執行停止・徴収停止等の手続きを行う

平成29年度決算における未収金への取組状況(1月末現在)

□処分済み ■分納履行中 ▨交渉中 □執行停止中等 ■時効年限経過 ■生活困窮・行方不明等

(単位:%)

